

千葉県病院局公告第12号

令和2年3月16日付け千葉県病院局公告第7号により公告した、小規模修繕の受注希望者の資格等について、以下のとおり変更したので公告します。

令和2年9月11日

千葉県病院事業管理者 寺井 勝

(変更前)

- 1 小規模修繕の参加に必要な登録要件、資格審査の申請時期及び申請方法等について
小規模修繕の参加に必要な登録要件、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和2年3月16日付け千葉県公告第183号（以下「小規模修繕業資格公告」という。）に定められているとおりとする。この場合において、小規模修繕資格公告5の資格審査の申請方法については、市長への申請をもって千葉県病院事業管理者への申請があったものとし、小規模修繕資格公告7の資格審査の結果の通知及び名簿の登載等については、名簿の登載がされたことをもってこれに代えるものとする。

(変更後)

- 1 小規模修繕の参加に必要な登録要件、資格審査の申請時期及び申請方法等について
小規模修繕の参加に必要な登録要件、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和2年3月16日付け千葉県公告第183号（以下「小規模修繕業資格公告」という。）及び令和2年9月11日付け千葉県公告第591号に定められているとおりとする。この場合において、小規模修繕資格公告5の資格審査の申請方法については、市長への申請をもって千葉県病院事業管理者への申請があったものとし、小規模修繕資格公告7の資格審査の結果の通知及び名簿の登載等については、名簿の登載がされたことをもってこれに代えるものとする。

この公告に関する問い合わせ先

- (1) 千葉県病院局の小規模修繕資格申請に関する問い合わせ先
千葉県病院局経営企画課総務班
電話 043-245-5749
- (2) 千葉市の小規模修繕資格申請に関する問い合わせ先
千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班
電話 043-245-5090